五·医務薬事課)………………

1

毎週火・金曜日発行

ページ

次

目

○秋田県行政組織規則の一部を改正する規則(六三・人事 則

○保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則 ○衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の | 部を改正する規則(六四・健康推進課)……………… **六**

公

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則等の一部を改 正する規則(六六・環境整備課)......2

○建築士法第十五条第三号の規定により、同条第一号又は第 ○生活保護法による介護機関の指定(五○七・福祉政策課) る者(五〇八・建築住宅課)......3 二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認め :

○特例措置をとることができる応急入院指定病院の指定

○土地改良区の役員の就任の届出(山本地域振興局農林部)…5 ○入会林野整備計画の認可(北秋田地域振興局農林部)………5 ○特定病院の認定(障害福祉課)……………………4 害福祉課)…………………4

○特定調達契約に係る落札者の決定(仙北地域振興局総務企 5 5

○特定調達契約に係る落札者の決定(秋田地域振興局総務企

○秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 5

選挙管理委員会告示

○公職の候補者の資金管理団体の異動の届出(九四)………6 ○政治団体の届出事項に異動があった旨の届出 (九三) ………5

公営企業管理規程

○秋田県企業職員給与規程の一部を改正する規程 企業課) (九・公営 7

規

平成二十年十一月二十八日

寺 典

秋田県規則第六十三号

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則

部を次のように改正する。 第五条総務課の項第十三号中「公益法人」の下に「等」を加え

則

を改正する規則をここに公布する。 衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の一部

平成二十年十一月二十八日

秋田県知事

衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の 一部を改正する規則

五条第八項」に改め、同号中国を選とし、 を五つずつ繰り下げ、同号宝中「第五十五条第五項」を「第五十 三十一年秋田県規則第十一号)の一部を次のように改正する。 別表第一号中空から選までを削り、罕を選とし、屋から完まで 衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則(昭和 (量の次に次のように加

び住所の届出を受理すること。 第五十六条の六の規定による医療法人の清算人の氏名及

② 第五十六条の十一の規定による医療法人の清算の結了の 届出を受理すること。

室の次に次のように加える。 に改め、同号中室を話とし、話から写までを三つずつ繰り下げ、に改め、同号中室を話とし、話から写までを三つずつ繰り下げ、別表第一号室中「第五十五条第三項」を「第五十五条第六項」

(話) 第四十四条第三項の規定により、 医療法人の名称等を定

(王) 第四十六条の四第五項の規定により、医療法人の仮理事

則

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

秋田県知事 田 城

公布する。

秋田県行政組織規則 (昭和五十六年秋田県規則第二十 号

附

この規則は、 平成二十年十二月一日から施行する。

寺 田 典 城

二 免許取消処分の年月日

秋田県規則第六十四号

(准看護師再教育研修を修了した旨の准看護師籍への登録の申

第三条 法第十五条の二第四項の規定による准看護師再教育研修 次に掲げる事項を記載した申請書に押印し、これを知事に提出 を修了した旨の准看護師籍への登録を申請しようとする者は、 しなければならない。

- 本籍地都道府県名、氏名、住所及び生年月日
- 准看護師籍の登録番号及び登録年月日
- 准看護師再教育研修の修了年月日

並びに」に改め、同条を第十条とする。 第四条第一号中「及び第二項並びに」を 第二項及び第三項

第三条の次に次の六条を加える。

(准看護師再教育研修修了登録証の書換交付の申請

第四条 法第十五条の二第五項に規定する准看護師再教育研修修 る事項を記載し、及び押印した申請書に当該修了登録証を添え 了登録証(以下「修了登録証」という。)の記載事項の変更に より修了登録証の書換交付を申請しようとする者は、 次に掲げ

を選任すること。

(美) 第四十六条の四第六項の規定により、医療法人の特別代 理人を選任すること

別表第一号の二中〇を削り、 □を一とし、三を□とする。

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則をここに

平成二十年十一月二十八日

秋田県知事 寺

田

典 城

秋田県規則第六十五号

0)

号)の一部を次のように改正する。 保健師助産師看護師法施行細則(昭和三十年秋田県規則第五十 保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則

第二条 法第十四条第三項の規定により准看護師の再免許を受け 第二条及び第三条を次のように改める。 知事に提出しなければならない。 書に施行規則第二条第二項各号に掲げる書類を添えて、これを ようとする者は、次に掲げる事項を記載し、及び押印した申請 (准看護師の再免許の申請)

て、 これを知事に提出しなければならない。 変更に係る事項及び変更の年月日 准看護師籍の登録番号及び登録年月日 本籍地都道府県名、氏名、住所及び生年月日

(修了登録証の再交付の申請)

印し、これを知事に提出しなければならない。この場合におい 申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に押 きは、当該修了登録証を添付しなければならない。 て、当該再交付の申請が修了登録証の損傷によるものであると 修了登録証の亡失又は損傷により修了登録証の再交付を

- 本籍地都道府県名、氏名、住所及び生年月日
- 亡失又は損傷の理由 准看護師籍の登録番号及び登録年月日

見した場合にあっては、次に掲げる事項を記載し、及び押印し た返納書に当該登録証を添えて、これを知事に提出しなければ 修了登録証の再交付を受けた者は、亡失した修了登録証を発

本籍地都道府県名、氏名、住所及び生年月日

(准看護師籍の登録事項の変更の申請等) 准看護師籍の登録番号及び登録年月日

第六条 令第三条第三項の規定による准看護師籍の訂正及び令第 れを知事に提出しなければならない。 うとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に押印し、こ 六条第二項の規定による准看護師免許証の書換交付を申請しよ

秋

- 本籍地都道府県名、氏名、住所及び生年月日
- 准看護師籍の登録番号及び登録年月日
- 変更に係る事項及び変更の年月日
- しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に押印 令第四条第二項の規定による准看護師籍の登録の抹消を申請 これを知事に提出しなければならない。
- 本籍地都道府県名、氏名、住所及び生年月日
- 准看護師籍の登録番号及び登録年月日
- 申請の理由

戸籍抄本を添えて、これを知事に提出しなければならない。 次に掲げる事項を記載し、及び押印した申請書に戸籍謄本又は た者に係る准看護師籍の登録の抹消を申請しようとする者は、 令第五条第一項の規定による死亡し、又は失踪の宣告を受け 届出義務者の氏名、住所及び生年月日

道府県名、氏名及び生年月日並びに准看護師籍の登録番号及 死亡し、又は失踪の宣告を受けた准看護師に係る本籍地都

(准看護師免許証の再交付の申請等)

第七条 令第七条第二項の規定による准看護師免許証の再交付を 印し、これを知事に提出しなければならない。 申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に押

- 本籍地都道府県名、氏名、住所及び生年月日
- 准看護師籍の登録番号及び登録年月日
- 亡失又は損傷の理由

を知事に提出しなければならない。 とする者は、次に掲げる事項を記載した返納書に押印し、これ 令第七条第五項の規定による准看護師免許証の返納をしよう

- 本籍地都道府県名、氏名、住所及び生年月日
- (准看護師試験合格証明書の交付の申請) 准看護師籍の登録番号及び登録年月日

第八条 施行規則第三十条第一項の規定による准看護師試験の合 載した申請書に押印し、これを知事に提出しなければならな 格証明書の交付を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記

- 本籍地都道府県名、氏名、住所及び生年月日
- (書類の様式) 准看護師試験の合格番号及び合格年月日

第九条 法第十二条第五項に規定する准看護師免許証は、 号によるものとする。 様式第

号とし、同様式の次に次の一様式を加える。 2 別記様式中「瓣3※」を「瓣9※」に改め、同様式を様式第 修了登録証は、様式第二号によるものとする。

様式第2号(第9条関係)

准看護師再教育研修修了登録証

本籍地都道府県名 氏

2

名年 田

了した旨を准看護師籍に登録したこ 保健師助産師看護師法により准看護師再教育研修を修 とを証します。

Д Ш

併

秋田県知事

프

附

公布の日から施行する。

る規則をここに公布する 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則等の一部を改正す

平成二十年十一月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第六十六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則等の一部を改 正する規則

、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正

六年秋田県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。 一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和五十 第四条第二項第八号中「又は寄附行為」を削る。

(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部改

第二条 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(昭 和五十四年秋田県規則第二十四号)の一部を次のように改正す

三十四条の規定により設立された法人」を「公益社団法人若し くは公益財団法人」に改める。 第五条第四号仇中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第

(秋田県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第三条 秋田県立自然公園条例施行規則(昭和三十八年秋田県規 則第二十六号)の一部を次のように改正する。 第三条第七号及び第八号中「、寄附行為」を削る。

え、「、寄附行為又は」を「若しくは」に改め、同条第三号中 「、寄附行為」を削る。 第九条第二号中「法人又は」の下に「法人格のない」を加

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

第五十号)第四十二条第一項に規定する特例社団法人又は特例 の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律 法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 は公益財団法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する 関する法律施行細則第五条第四号のに規定する公益社団法人又 財団法人を含むものとする。 第二条の規定による改正後の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に

告

示

秋田県告示第五百七号

の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例による 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号。中国残留邦人等

の二第一号の規定に基づき、告示する。 護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条 の二第一項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介 こととされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。)第五十四条

平成二十年十一月二十八日

秋田県知事

寺 田 典 城

秋田県告示第五百八号

定により、同条第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及 び技能を有する者を次のように定める。 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十五条第三号の規

平成二十年十一月二十八日

第十四条第一号に規定する建築実務をいう。以下同じ。)の経 めて卒業した後、は欄に掲げる年数以上の建築実務(建築士法 験を有する者 次の表のい欄に掲げる学校において、の欄に掲げる科目を修 秋田県知事 寺 田 典 城

1> %	等専門学校 等専門学校 器 専門学校 の 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	(\scrip*)
十単位」とあるのは「二十単位」する科目(同告示第一各号中「四第七百四十三号告示の第一に規定	読み替えるものとする。)四十三号(以下「第七百四十三号(以下「第七百四十三号を科目(同告示第一各号中「四十名科目(同告示第一各号中「四十名科目(同告示第一名号中「四十三号で以下「第七百四十三号では、	(3)
二年	一 年	(は)

学

発 <

	と読み替えるものとする。)		
上九 置	する科目 第七百四十三号告示の第一に規定	年	
写 川 開 校 に 身 景 八 一 開 税 足 は 職 税 足 は 職 防 一 一 四 進 職 防 一	と読み替えるものとする。)十単位」とあるのは「三十単位」とあるのは「三十単位」する科目(同告示第一各号中「四する科目(同告示第一名号中「四	年	
(短期大学校) による職業 (知期大学校) による職業能力開発総合大法 (職業能力開発を表します。 (記)	と読み替えるものとする。) 十単位」とあるのは「二十単位」とあるのは「二十単位」 があるのは「二十単位」 があれ目(同告示第一各号中「四年を持たの第一に規定	二年	
等教育学校 高等学校又は ·校教育法によ	る科目(同告示第一各号中「二十告示」という。)の第一に規定す四十四号(以下「第七百四十四号四十四号(以下「第七百四十四号平成二十年国土交通省告示第七百平成二十年	四 年	

開学能号法《能大号法

(注) あっては大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、 法による職業能力開発総合大学校又は職業能力開発大学校に 準(昭和三十六年文部省令第二十三号)の規定の例によるも 校教育法による高等学校又は中等教育学校にあっては高等学 は短期大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、学 職業能力開発促進法による職業能力開発短期大学校にあって のとし、防衛省設置法による防衛大学校、職業能力開発促進 校教育法による高等専門学校にあっては高等専門学校設置基 校教育法による短期大学にあっては短期大学設置基準(昭和 の例によるものとする。 校学習指導要領(平成十一年文部省告示第五十八号)の規定 五十年文部省令第二十一号)の規定の例によるものとし、学 十一年文部省令第二十八号)の規定の例によるものとし、学 大学(短期大学を除く。)にあっては大学設置基準(昭和三 ろ欄に掲げる科目の単位の計算方法は、

学校教育法による

の欄に掲げる年数以上で、

は欄に掲げる科目を修めて卒業した 学校教育法による専修学校又は各種学校において、修業年限が の経験を有する者 後、それぞれの区分に応じ、に欄に掲げる年数以上の建築実務 次の表のい欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする

(\(\sigma \)	
(ろ)	
((1)	
(k.C)	

読み替えるものとする。) 単位」とあるのは「十五単位」と る科目(同告示第一各号中「二十

E () ()	11)生力)十重方法は、全文文学会に	ř 1	らり制に弱ぎ	
五 年	第七百四十四号告示の第一に規 第七百四十四号告示の第一に規	一 年		
四 年	第七百四十四号告示の第一に規定する科目(同告示第一各号中「二十単位」とあるのは「十五単位」とあるのは「十五単位」とにあるのは「十五単位」と読み替えるものとす	二年	校 による 中学 学校教育法	
三年	定する科目	年		
二年	第七百四十三号告示の第一に規定する科目(同告示第一各号中「四十単位」とあるのは「二十単位」とあるのは「二十単位」と読み替えるものとする。)			
年	第七百四十三号告示の第一に規定する科目(同告示第一各号中「四十単位」とあるのは「三中単位」とあるのは「三中が四十単位」とあるのは「三十単位」と読み替えるものとす	二年	学校 中等学校又は中等教育 による中等令 日 日	
年	定する科目		学校教育法	

は欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による は欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による各 は欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による は欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による

の経験を有する者

「公園に掲げる年数以上の建築実務後、それぞれの区分に応じ、に欄に掲げる年数以上で、は欄に掲げる科目を修めて卒業したの欄に掲げる年数以上で、は欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、に欄に掲げる科目を修めて卒業した後、さらに職業能力開発を直接を有する者

	₹	交 による中学 学校教育法		校 よ 等 る き 中 札	中等 学校 学校 学校 学校 子 し く 学校 子 し く に よ る 高 等 き に 日 ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら	(v v)
一 年	二 年	三年	年	二 年	三年	(ろ)
第七百四十四号告示の第一に規第七百四十四号告示の第一に規	第七百四十四号告示の第一に規 定する科目(同告示第一各号 定する科目(同告示第一各号	定する科目	定する科目	第七百四十三号告示の第一に規 常七百四十三号告示の第一に規 第七百四十三号告示の第一に規	第七百四十三号告示の第一に規 中「四十単位」とあるのは「三 中単位」と読み替えるものとす る。)	(14)
五 年	四 年	三年	三年	二年	年	(LC)

・ 書覧上去毎亍見則(召印二十五下書安省合育三十八号)育十の規定の趣旨に準じて行うものとする。(は欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準注) は欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準

七条の十八に規定する建築設備士建築士法施行規則(昭和二十五年建設省令第三十八号)第十

する実務の経験をこれらの課程の種類に応じてそれぞれ当該各第一号から第九号までに掲げる課程を修めて卒業し、建築に関十二年秋田県告示第三百二十五号(以下「旧告示」という。)前に昭和五二の告示の施行の日(以下「施行日」という。)前に昭和五

れ当該各号に定める年数以上有することとなるもの実務の経験年数を合わせてこれらの課程の種類に応じてそれぞに施行日前の建築に関する実務の経験年数と施行日以後の建築号に定める年数に満たない年数しか有しない者で、施行日以後

る年数以上の建築実務の経験を有することとなるものした後、これらの課程の種類に応じてそれぞれ当該各号に定め課程に在学する者で、施行日以後にこれらの課程を修めて卒業の統行目前から引き続き旧告示第一号から第九号までに掲げる

る者で第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めび第二号に掲げる者のほか、知事が建築士法第十五条第一号及る者

2 昭和五十二年秋田県告示第三百二十五号は、廃止する。1 この告示は、平成二十年十一月二十八日から施行する。

公告

告する。 告する。 告する。 生する。 生する。 生する。 生する。 生する。 生する。 生で、同条第一項の規定に基づき、次のとおり指定したので、公工項後段の規定による特例措置をとることができる精神科病院と まずを同条第第百二十三号)第三十三条の四第一項後段の規定に基づき同条第 第百二十三号)第三十三条の四第一項後段の規定に基づき同条第

平成二十年十一月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

横手興生病院医療法人興生会	名称
	所 在 地
番平成二十年十一日まで月	指定期間

て、次のとおり認定したので、公告する。後段の規定による特例措置をとることができる精神科病院とし後段の規定による特例措置をとることができる精神科病院として、次のとおり認定したので、公告する。

平成二十年十一月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

称	
所 在 地	
認定期間	

名

医療法人興生会|秋田県横手市根岸町八番||早十七日から平|

政

治団体の名称

政党

第2034号 萱草入会林野整備組合の入会林野整備計画を認可したので、同条 四十一年法律第百二十六号)第十一条第一項の規定により、阿仁 二項の規定に基づき、公告する。 人会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律 平成二十年十一月二十八日 横手興生病院 |二十一号 秋田県知事 寺 三十一日まで成二十三年三月 \mathbb{H} 典 (昭和 城 する。 落札者を決定した日 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 落札に係る物品の名称及び数量 平成二十年十一月二十八日 二号 秋田地域振興局総務企画部総務経理課 秋田市山王四丁目一 凍結抑制剤(Nacl) 二千八百トン 秋田県知事 寺 田 典 城 七 六 Ħ. 四十 契約の相手方を決定した手続 落札金額(五百キログラム当たりの単価) 平成二十年十月七日 一般競争入札の公告を行った日 一万四千九百六十二.五円 一般競争入札

項の規定により、二ツ井町土地改良区から次のとおり役員の就任 の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六 平成二十年十一月二十八日 六 Ŧī.

整備計画の名称 阿仁萱草入会林野整備計画

認可年月日

平成二十年十一月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

七

一般競争入札の公告を行った日

平成二十年十月三日

就任理事の住所及び氏名 能代市二ツ井町切石字大倉七十七番地 荷上場字館の下山根六十二番地 石山 金由

能代市二ツ井町小繋字神明社下五十七番地 切石字大倉八十八番地二 麻生字下田平十七番地 荷上場字館の下山根十八番地 麻生字下田平四十三番地 桜田 高橋 勝利 高橋 豊彦 工藤忠一郎 工藤堅之助 善仁 孝夫

能代市二ツ井町麻生字下田平二十五番地 就任監事の住所及び氏名 原田

公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方 切石字山根百十九番地 字上野七十三番地六 森田 菊池 利信 茂鑑 春雄

(平成七年政令第三百七十二号) 第十一条の規定に基づき、

公示

兀 契約の相手方を決定した手続 落札金額(五百キログラム当たりの単価) 株式会社 東光産業 大館市釈迦内字街道上十三番八号 落札者の名称及び住所 平成二十年十一月十三日 一万三千九百十二・五円

公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成七年政令第三百七十二号)第十一条の規定に基づき、 特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方 公示

平成二十年十一月二十八日

落札に係る物品の名称及び数量 秋田県知事 寺 田 典

城

六十二号 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 仙北地域振興局総務企画部経理課 大仙市大曲上栄町十三番 凍結抑制剤(NaCI) 三千七百トン

落札者を決定した日

四 平成二十年十一月十七日

落札者の名称及び住所 株式会社 東日本ソルト 大曲営業所 大仙市飯田字大川端

公 安 委 員 会 規 則

秋田県公安委員会規則第9号

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のよ

平成20年11月28日

秋田県警察の組織に関する規則(昭和45年秋田県公安委員会規 秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 秋田県公安委員会委員長 贵 4

第4条警務課の項中「公益法人」を「公益法人等」に改める。

則第3号)の一部を次のように改正する

この規則は、平成20年12月1日から施行する

選挙管理委員会告示

秋選管告示第九十三号

定により、平成二十年十月一日から同月三十一日までの間に次の 法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。 政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七条の規

平成二十年十一月二十八日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸

異動事項								
新	内							
ĬĦ	容							
届出年月日								

三項の規定により、 秋選管告示第九十四号 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第 究秋 会田 能代商工政和会 佐藤たか夫後援会連合会 Щ 寺田学後援会 すずき陽悦後援会 齊藤光喜後援会 本きよひろ後援会 県トラック事業経営研 次の公職の候補者から資金管理団体の届出事 のの〜政国 所主 代 所主 代 所主 のの~ 政国 会 たる たる たる 種氏公公類名職職 治団は 計 及び候の候の 及ののび候種 藤貝の 在事 在事 責 在事 表 表 務 務 務 公補 図 職者 分係 任 区関 公補類 所 所 所 分係 者 地の 者 地の 者 地の 寺田 学、衆議院議員 常田 学、衆議院議員 常田 学、衆議院議員 宗政治団体かつ法第十九条の七第一項第二号に係る国会 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政 鈴木 陽悦、参議院議員 治団体 法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政 佐々木 嶋 佐 秋田市新屋比内町六—十 湯沢市三梨町字烏帽子橋百一 鹿角市花輪字囲田 \mathbb{H} 藤 睦 康 づき、告示する。 雄 子 の異動の届出があ 平成二十年十一月二十八日 <u>-</u> 新 三十四 ったので、 法第十九条の二第一 国会議員関係政治団体以外の政治団体 丸 秋田市牛島東一丁目 近 Ш 鹿角市花輪字観音平十-国会議員関係政治団体以外の政治団体 湯沢市稲庭町字稲庭二 岡 藤 村 項の規定に基 道 明 哲 元 二一九 一百六十四 旧 秋田県選挙管理委員会委員長 平成二十年十月三十一 平成二十年十月二十二日 平成二十年十月三日 成 成 一十年十月十四日 一十年十月七日 " 田 中 日 伸

一 その他の政治団体

政

治団体の名称

動

事

項

内

容

届

出年

月日

民主党秋田県第1区総支部 自由民主党トラック支部 代 _ 政国 公治会 公職の種類) 公職の種類) 会議員関係 表 者 嶋 衆議院議員治団体治団体の七第一項第一号に係る国会議員関係政法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政 田 康 子 近 国会議員関係政治団体以外の政治団体 藤 道 哲 平成二十年十月十四 平成二十年十月三日

6

平成20年11月28日(金曜日)		秋	E	8	Ì	県	- 1	公	幸	R				第203	34号
	この規程は、平成二十年附 則	める。	る条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改第二十条第一項第六号中「公益法人等への職員の派遣等に関す	等」に改める。	第四条及び第十八条第五項中「公益去人等」を「公益的法人・種参一号)の「善きとの。」 しご立っる	崔第一号)の一部を欠のようこ汝正する。	火田県企業職員給与規程の一部を改正する規程	秋田県公営企業管理規程第九号	平成二十年十一月二十八日		る。 秋田県企業職員給与規程の一部を改正する規程をここに公布す	公営企業管理規	齊藤光喜	出をした者の氏名	出事質の異動の蛋質金管理団体の届
	平成二十年十二月一日から施行する。	-	への職員の派遣等「公益法人等への	- - - 2	五項中「公益法人なる。	うに改正する。	(召口写十二手火規程の一部を改正	九号	八日 秋田県知事	I	の一部を改正する	管理規程	市議会議員	6 利	公職の重質
	行する。	;	に関する条例」に改 職員の派遣等に関す		等一を「公益的法人	田県グ営企業管理財	日長公営企業管里見する規程		· 寺 田 典 城		規程をここに公布す		齊藤光喜後援会	道会管形官存の27系	資金弯里団本の呂尓
													所 在 地	手重ミア	異動事頁
													湯沢市三梨町字烏帽子橋百三十四	新	内
													湯沢市稲庭町字稲庭二百六十四	旧	容
													平成二十年十月七日	} £	国出 手 引 引

発行者

秋 秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

田

県

钔 印 刷 刷 者 所 有 秋田市山王七丁目五番二十九号 E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp 秋田市山王七丁目五番二十九号 秋田市山王七丁目五番二十九号